

多重債務広告と任意整理のあり方に関する決議

現在、都市圏を中心に、弁護士・司法書士の債務整理広告が氾濫しており、巨額の広告費を投入し、多重債務者の窮状に付け込み集客を図り、大量の事件を効率的に処理しようとする結果、事件処理に関するトラブルなどの被害を発生させている事務所が多数存在する。

私たちは、「第20分科会・広告問題と債務整理のあり方」において、被害者自身の被害報告や、全国クレサラ被害者連絡協議会が各地の被害者の会で実施した「新聞・テレビ等広告弁護士・司法書士による債務整理二次被害110番」、全国クレジット・サラ金問題対策協議会が実施したアンケート調査などをもとに、近時の債務整理広告がもたらす多重債務者への二次被害の実態報告を行った。

被害者連絡協議会の「債務整理二次被害110番」では、11月1日～8日の間に124件の相談があったが、「資格者が直接面接をしない」、「本人の生活再建の視点が全くない」、「依頼者とのやり取りはほとんど事務職員が行う」、「事件処理の途中経過報告がない」などの苦情が寄せられた。クレサラ対協のアンケート調査では、「過払金事件のみ受任して、その後の破産手続きは法テラスに行くように言われた」「消費者金融の事件は受けてくれたがシステム金融への対処は受けてくれなかった」「過払金の報酬を50%プラス消費税と言われた」などの苦情が寄せられた。

そもそも、債務整理とは、法的処理を通じてこれまでの安易な債務の借入りに依存せず、将来にわたり生活の立て直し及び維持を図ることを見つけ直す機会であるにもかかわらず、これを軽視し、以上のとおり、大量処理と営利主義に基づく対応によって数多くのトラブルを発生させている実態があり、このことを踏まえれば、債務整理広告を大量に行う事務所の広告は、多重債務者を二次被害に陥れる、いわば虚偽・誇大の欠陥広告であるといわざるを得ない。

広告自由化については、それ自体が資格者の公正な競争促進や、資格者の提供する法的処理の質を適当な水準へと確保し、国民生活の利便に資すること、また、広告が、需要者の需要を喚起する重要な競争手段の一つであるとして、事業者団体が事業者の広告につき需要者の正しい選択に資する情報の提供に制限を加えるような規制等を行うことは禁止されている。しかし、法律トラブルもサービスも当事者毎に異なるのであり、それ故に資格者の行う広告はこれを画一的に広告できる商品とは異なり、結果として虚偽誤認を招きやすい。また、債務整理広告は、巨額広告費を捻出できる者にのみなす非競争原理に基づく広告市場を招来し、その巨額で過剰なまでの広告の出現は、資格者を選択するにはあまりにも一方的かつ独占的であり、とても需用者の正しい選択に寄与するとは言えない。

債務整理の本質的な生活再建の手段としてではなく、営利目的で広告を契機に多くを集客し、極端に効率的な事件類型化をなし、市民に多くのトラブルをもたらすなど債務整理の社会に与える信頼を破壊する事態を招いたことは、到底許されることではない。

そこで、以下のとおり決議する。

1. 各弁護士会、司法書士会は、会員に対し、弁護士会・司法書士会、同連合会による以外の単独の広告を禁止するように求める。
2. 新聞各社、テレビ放映各社等メディアに対し、弁護士会・司法書士会、同連合会による以外の単独の広告を拒絶するなどの多重債務処理広告の自主規制を求める。
3. 行政機関、法テラスなど公的相談機関に対し、多重債務者が相談しやすい窓口のさらなる拡充を求める。

第29回全国クレジット・サラ金・商工ローン・ヤミ金被害者交流集会参加者一同

2009年11月28日